

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第40条第1項第1号	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	基 準	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は当該市場に出荷された物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～6 【略】</p> <p>* 仲卸業者等以外の者に対する卸売許可申請書は、別紙様式第25号とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 3日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)